

令和3年3月30日
2食産第6909号
2農会第795号

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事長 殿
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター理事長 殿
国立研究開発法人森林研究・整備機構理事長 殿
国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長 殿
各都道府県知事 殿

農林水産省食料産業局長
農林水産省農林水産技術会議事務局長

公的機関における開発品種の許諾に係るガイドライン

令和2年12月、第203回国会において種苗法の一部を改正する法律が成立し、種苗法（平成10年法律第83号）が改正された。改正種苗法により、令和3年4月1日からは登録品種の海外への持出制限や国内の栽培地域の制限が可能となり、令和4年4月1日からは、登録品種の増殖は許諾に基づいて行うこととなるとともに、育成者権者の侵害立証が容易となる。これにより、公的機関が開発した優良な新品种についても保護しやすくなり、登録品種を適切に管理することによって、農業者の所得向上や地域の振興に寄与したり、我が国の農業の発展を支える優良な植物新品种流出を防止することが可能となり、更なる品種開発と優良な品種の農業者による持続的な利用の確保が進むことが期待される。

一方で、法律改正の議論のなかで、このような育成者権の保護の強化、とりわけ登録品種の自家増殖にも許諾が必要となることについて、現在、登録品種を利用している農業者にとっての負担の増大等につながるのではないかと、との懸念が示された。このような懸念を受けて、種苗法の一部を改正する法律案について衆議院農林水産委員会及び参議院農林水産委員会における採決に際して附帯決議が行われ、「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、都道府県等の試験研究機関が育成した登録品種に関する通常利用権の許諾については、その手続等が有機農業をはじめ農業者の負担になることのないよう、適切に運用するとともに、これらの公的試験研究機関に対してガイドラインを提示する等により、その周知徹底を図ること。」とされた。

このことを受け公的機関が開発した登録品種の許諾の在り方にかかる基本的な考え方を下記の通り定めたので、参考とされたい。

1 登録品種の許諾条件は、開発目的や品種特性、普及方針、産地づくりの方針等に即して設定する

公的機関開発品種は、農業現場における諸課題の解決や農業者等の収益の増大をもたらすものであり、種苗法に基づき品種登録を受けた品種は、品種の開発目的に沿って、品種特性が適切に発揮されるよう許諾条件を定め、適切に許諾等を行う。

公的機関開発品種は、速やかに普及し作付面積の拡大が望まれる場合がある一方で、市場評価を高めるためには普及段階から品質管理を徹底し、不適切な栽培方法によって生産された収穫物が流通することによる市場評価の低下を防ぐことで、長く産地を支えるブランドへと育成することが求められる場合がある。

各公的機関は、このような背景を踏まえ、当該開発品種の種苗の増殖主体及び増殖量、供給時期について計画を定め、加えて、想定する普及面積に対して種苗の供給が不足する場合の方針を明らかにした上で、当該品種の許諾条件を定め、適切に許諾等を行う。

許諾に当たって、品種特性や普及方針、産地づくりの方針等の観点から不適切と考えられる場合は、育成者権者として許諾を認めない判断を行うことも重要であるが、そのような場合には当該方針等を説明して行うことが望ましい。そのような説明を行わず、例えば極端に高額な許諾料を設定することで増殖を防止しようとすることは、その品種の普及方針や産地づくりの方針等についての理解が共有されないのみならず、許諾料の高騰等の誤った発信に繋がるため望ましくない。

なお、一般的に、新品種の普及を拡大する段階では、当該新品種の栽培に係る新たな技術的課題が提起されることから、普及指導機関等に知見を集積し更に効果的な産地形成に繋げるためにも、新品種の利用者等からのフィードバックが得られる形での利用許諾が望ましい。

産地形成が円滑に進むように不足する種苗の供給を農業者自身による増殖で補う場合は、改正種苗法により令和4年4月1日からは農業者が自ら得た収穫物の一部を自己の経営の次期作用の種苗として用いる場合も許諾が必要となることを踏まえ、その種苗の品質管理や手法及び増殖を認める期間を明らかにした上で許諾契約を締結する。

また、早期の普及が必要な新品種であっても、当該新品種の品質管理の徹底が特に重要となる場合には、普及当初は、許諾を品質管理が徹底できる範囲に限った上で、栽培技術や市場評価の定着等の状況に応じ段階的に許諾の範囲を拡大する方法も考えられる。

2 登録品種の許諾条件は、産地づくり等を担う農業者、農業者団体、流通関係者等の意向も踏まえた上で設定する

公的機関は国内、またはそれぞれの地域における農業振興上の課題解決に責務があることを踏まえ、登録品種の開発の目的を最大限実現するためにも、普及に携わる農業者や農業者団体、又は流通関係者等の意向も踏まえて許諾の条件や手続きを設定することが適切である。

なお、産地づくり等を担う農業者団体等の意向も踏まえた許諾条件が設定されれば、団体等を通じた許諾によっても産地づくり等の目的が共有されることとなり、普及後も適切な登録品種の取扱いが期待される。

3 既に利用されている既存の登録品種等については、現在の利用実態を十分に勘案の上、許諾条件を設定する

改正前の種苗法においては、登録品種について農業者が自ら得た収穫物の一部を自己の経営において次期作用の種苗として用いることは制度上認められてきた。このような背景も踏まえ、既に産地が形成され地域農業を支えている登録品種については、このような増殖により、現時点において、育成者権者が形成しようとする産地との競合や不適切な技術・気候条件における栽培による低品質な収穫物の流通、それらによるブランド価値の低下、更には海外への流出といった問題が発生しているかを検討の上、許諾条件を設定する必要がある。そのような懸念がないにもかかわらず、種苗法が改正されたことを理由として、種苗の販売時に徴収している許諾料を引き上げたり、増殖を一方的に禁止するような対応は望ましくない。

改正種苗法においては、農業者が自ら得た収穫物の一部を自己の経営における次期作用の種苗として用いる場合にも育成者権の効力が及ぶこととなったが、例えば同様の形態の増殖を、育成者権者が引き続き新たな手続きなく認めることも可能である。なお、許諾手続きを不要として自由に使えることとする登録品種については、表示やウェブサイト、広報等により、特定の都道府県内の農業者は許諾手続きを不要とするなど、範囲を明確にした上で許諾手続きが不要である旨の意思の公表を行うなど、円滑な利用が妨げられないよう措置すべきである。

また、許諾の下に増殖を認める場合であっても追加的な手続きを不要とする、あるいは可能な限り簡便な手続きとすることに併せて、許諾料についても、許諾手続きに必要な事務経費等について農業者に負担を求めることはあり得るものの、農業者の営農の支障とならないよう配慮が必要である。

4 流出防止等を図る必要のある登録品種は、流出防止に必要十分かつ合理的な許諾条件を設定する

公的機関は広く農業者の所得向上や地域の振興に寄与することを目的として、各機関の政策的意図に沿って品種を開発しているが、特に国内及び国内の特定の地域での産地形成を意図した品種については、産地形成のために登録品種の管理が行き届く一定の範囲に栽培を限定することも有効な方法である。更に優良な品種が国外を含めた他産地に流出することとなれば、当該品種における産地づくりのみならず競合品目・品種の販売戦略にも影響を与えるなど、我が国や地域農業の発展にも支障を来すこととなる。

このため、特に公的機関開発品種は、改正種苗法の令和3年4月施行で措置された、登録品種の海外への持ち出し制限や国内の栽培地域の制限の届出を確実に行之、更には流出が想定される国における品種登録を進めることで、登録品種の流出の防止を図ることが重要である。

併せて、このような品種については育成者権者をはじめとする産地づくりに責任を持つ機関が増殖実態を把握することで、想定外の流出が行われないように公的機関が適正な許諾手続きを行うことが望まれる。

5 産地形成を図る際の許諾契約や許諾料について農業者の営農の支障とならないよう配慮する

公的機関が農業者の所得向上や地域の振興に寄与することを目的として、登録品種の利用を許諾する場合には、育成者権者である公的機関自らの業務負担を含め、許諾を受ける団体や農業者の労務及び経費負担が、当該品種の開発目的や産地づくりの方針に照らして、公正かつ合理的なものとなるように配慮する。

6 有機農業における種子の増殖に際して適切な許諾条件とする

有機農業では、原則として、化学肥料や化学合成農薬の使用を行わない栽培によって生産された種子を利用することが求められているが、このような条件に適合した種子が有機農業者に十分供給されていない状況下では、有機農業に取り組む農業者が自ら、又は目的を同じくしたグループで種子を生産し使用する場合があります。

このような有機農業特有の栽培体系において、公的機関が開発した登録品種が利用される場合は、種子入手の代替性がない状況に鑑み、各都道府県における有機農業推進計画等を踏まえて、有機農業者が今まで実施してきた栽培体系が損なわれないような許諾条件や手続きを設定することが望ましい。その際、有機農業者が組織する組合等において、組合員の農産物の品質管理等がなされている場合には、当該団体を通じて、適切な増殖種子等の品質管理を求めた上で許諾することも考えられる。

7 積極的な情報の発信

公的機関は、自らの開発品種に限らず、各都道府県内で利用されている品種について、それらが登録品種に該当するのか、海外への持ち出し制限や国内の栽培地域の制限の条件が設定されているか等の情報を、農林水産省が提示する情報なども踏まえ積極的に農業者等に周知することにより、各都道府県内の農業者が適切に品種を利用できるように配慮することが重要である。